

## 埼玉県訓令第四号

## 訓 令

農 林 部

農林振興センター

埼玉県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

埼玉県土地改良区等検査規程（昭和四十八年埼玉県訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

令達先中「土地改良事務所」を「農林振興センター」に改め、「中川水系農業水利事務所」を削る。

第一条中「含む」の下に「。第二条第三項において同じ」を加え、「又は」を「、」に、「数人共同して土地改良事業を行う者」を「土地改良事業を行う法第三条に規定する資格を有する者又は地方連合会」に改める。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められる場合は、検査実施日の属する事業年度の前事業年度開始の前日についても検査対象期間とすることができる。

第五条の見出しを「（検査の場所及び方法）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 検査は、実地検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。次項及び第十一条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

3 検査員は、検査の事前又は事後に、検査に必要な書面の作成及び提出を求めることができる。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められる場合は、あらかじめ通知をしないで行うことができる。

第九条（見出しを含む。）中「検査」を「実地検査」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

（裏）

<p>注 意</p>
<p>1 本証は、土地改良区等の検査に際し、必ず携帯すること。</p>
<p>2 本証は、検査を受ける土地改良区等より請求があつたときは、提示すること。</p>
<p>3 本証を紛失・毀損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに知事に届け出ること。</p>
<p>4 本証は、検査員でなくなつた場合は、直ちに返付すること。</p>

（表）

<p>第 号</p>
<p>土地改良区等検査員証</p>
<p>写 真</p>
<p>所属 職名 氏名</p>
<p>上記の者は、土地改良法第132条第1項及び第133条の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p>
<p>年 月 日交付</p>
<p>埼玉県知事 氏 名 印</p>

## 附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の別記様式による証票は、改正後の別記様式による証票とみなす。